



令和3年度「京都市自殺総合対策業務」プロポーザル評価票 事業所名（ ）記入者（ ）

【採点方法】各項目とも、2（最低）・4・6・8・10（最高）の5段階評点
(1のみ、5点加点あり)

1 事業の実施体制		評点	/ 15
審査基準	・事業を適正かつ着実、迅速に実施できる体制が整っているか。		
	・個人情報保護に対する適切な措置が講じられているか。 ・京都市内の中小企業であるか：該当する場合には5点加点する。 (中小企業：サービス業では資本金5千万円以下または従業員100人以下)		
【評価ポイント】 <ul style="list-style-type: none">・事業を適正かつ着実、迅速に実施できる体制が整っているか。・担当者を決め、その担当者をバックアップする体制があるか。・業務マニュアルなどを作成し、よりよい業務サービスを提供しているか。・業務上問題や苦情が発生した場合に、本市へ速やかに連絡するとともに、これらを解決する仕組みが整っているか。・守秘義務について十分な理解をもっているか。また、個人情報保護について具体的な方策を明示しているか。			
【自由評価欄】			

2 事業の実施計画		評点	/ 10
審査基準	・事業趣旨を正しく理解し、事業目的に沿った計画となっているか。		
	・事業内容に具体性、専門性、実現性が備わっているか。 ・オリジナリティに優れ、市民に寄り添った企画になっているか。誰もが理解しやすい内容になっているか。 ・京都市自殺総合対策推進計画の趣旨を踏まえ、それが明確に伝わる内容か。 ・地元の関係機関や地域組織等を重視し、今後に繋がるものであるか。		
【評価ポイント】 <p>各審査基準とも、偏りなく計画が立てられているか。</p>			
【自由評価欄】			

3 事業実施分野の専門性		評点	/10
審査	・他都市等の事業や情報を収集し、関連分野の知識を有していると認められ、効果的な課題、データ等の分析が可能か。		
基準	・自殺問題に配慮したきめ細やかな企画力があるか。 ・自殺問題にかかる特有の配慮があるか。人を思いやれる内容が大切である。		
【評価ポイント】			
<ul style="list-style-type: none"> ・京都市自殺総合対策推進計画にそった計画であるか。 ・社として自殺予防に取り組む姿勢がみられるか。 ・担当者は、業務としてやりがいを感じているか。 			
【自由評価欄】			
4 事業目的の達成の見込み		評点	/10
審査	・実施可能な企画であるか。		
基準	・事業スケジュールは計画的で効果的か。		
【評価ポイント】			
<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に対する意欲が旺盛か。 ・事業に見合った人員体制が計画されているか。 ・場合によっては適宜計画を推考し、目的達成のために調整できるか。 			
【自由評価欄】			

5 事業の経済性		評点	/10			
審査基準	事業の実施に必要な経費等が適切により安価に見積もられ、事業内容、効果等から見て適切な範囲であるとともに、予算額の範囲内か。					
【評価ポイント】						
<ul style="list-style-type: none"> ・経費見積り及び内訳と事業計画の内容との著しい乖離はないか。 ・人件費と事業費のバランスは取れているか。 						
【自由評価欄】						

6 受託候補者の実績等		評点	/10			
審査基準	・当該類似業務実績をどれだけ有しているか。					
【評価ポイント】						
<ul style="list-style-type: none"> ・当事業と同様事業の実績はあるか。 ・自殺予防や人権に関する業務や保健医療福祉関係の実績はあるか。 						
【自由評価欄】						

7 誠実性、責任感等		評点	/10			
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と協調し、ある程度融通性をもたせた企画作りができるか。 ・積極的な姿勢、本業務に対する熱意があり、迅速、適切な報告ができるか。 					
【評価ポイント】						
<ul style="list-style-type: none"> ・当事業を担当する人員は適当か。 ・担当者があまりにも過重負担になっていないか。 ・関係機関との綿密なやり取りも必須項目である。 						
【自由評価欄】						

合計	/75
----	-----